

平成29年3月8日

各病院・指定された診療所 御中

厚生労働省健康局  
がん・疾病対策課

### がん登録オンラインシステム利用の要件について

がん対策の推進につきましては、平素から格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）等に基づき、病院又は指定された診療所（以下「病院等」という。）の管理者は、平成28年中に当該病院等における初回の診断を行った原発性のがんに関する届出対象情報（以下「情報」という。）を、平成29年12月31日までに都道府県知事へ届出ることとなっております。

厚生労働省では、情報漏えいの防止や都道府県・病院等の事務負担軽減のため、病院等と都道府県をネットワークでつなぎ、オンラインで情報を届け出ることのできるシステム（以下「がん登録オンラインシステム」という。）を構築し、平成29年度から都道府県及び病院等による利用を開始する予定です。

つきましては、がん登録オンラインシステムの具体的な仕様が決定され、情報の届出に必要なパソコンのスペック及びインターネット回線等の要件が別紙のとおりとなりましたのでお知らせします。

病院等から都道府県に対して、がん登録オンラインシステムを利用した届出を行うことにより、情報を安全に移送できるとともに、情報の精度向上及び事務の効率化につながることから、平成29年4月以降は、がん登録オンラインシステムによる届出にご協力をお願いいたします。

本件に関する詳細、お問い合わせ先及び今後の手続き等については、下記ホームページをご参照ください。

[http://ganjoho.jp/reg\\_stat/can\\_reg/national/hospital/e-rep/index.html](http://ganjoho.jp/reg_stat/can_reg/national/hospital/e-rep/index.html)  
がん情報サービス > がん登録 > 全国がん登録 > 病院・診療所向け情報  
> 全国がん登録オンライン届出・電子届出票ダウンロード